平成２６年（フ）第５０４号
鹿児島県枕崎市旭町17番地、住民票上の住所
熊本市南区田井島１丁目８番18号
債務者　田野尻辰彦
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　衛藤　二男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月３日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１５８号
沖縄県沖縄市登川３丁目28番８号
債務者　匠辰組こと　比嘉　恒夫
1　決定年月日時　平成26年10月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　與那嶺　敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月16日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第１５１３号
横浜市鶴見区向井町４丁目88番地５　桃苑ビル305
債務者　門脇ひとみ
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴野　眞也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月15日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３７７号
宮城県黒川郡大和町吉岡南１丁目６番地の５　エスポワールⅠ―102
債務者　大友　悦子
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　真田　昌行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４０７号
仙台市青葉区堤通雨宮町２番38―1305号
債務者　高橋　寛光
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　花島　伸行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５４５号
宮城県塩竈市字石田３番地５
債務者　高森　　保
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野寺友宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月16日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１６２６号
相模原市南区上鶴間４―５―15　シャトルシブヤ101号室、住民票上の住所横浜市青葉区青葉台２丁目５番地10　フォーリア・ヴェルデ702
債務者　森　　賢治
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日向　誓子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月16日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２５５号
山梨県甲府市里吉３丁目７番13号
債務者　藤巻　正俊
1　決定年月日時　平成26年10月15日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　理恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月23日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２５８号
山梨県南巨摩郡富士川町青柳町501番地
債務者　笹本　壽彦
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪狩　　学
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月30日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２５９号
山梨県南巨摩郡富士川町青柳町501番地
債務者　笹本由美子
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪狩　　学
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月30日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４２８７号
大阪市此花区酉島１丁目１番５号
債務者　大和　秀行
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斎藤　英樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７１号
福岡県久留米市諏訪野町1830番地137、住民票上の住所福岡県小郡市横隈1836番地２の１
債務者　小野　　修
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第２８１号
福岡県中間市大根土14番104号
債務者　間地　佑磨
1　決定年月日時　平成26年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝口　史子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月18日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２７３号
函館市宝来町26番６号
債務者　小林　貴子
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２４５６号
大阪市生野区勝山北２丁目17番22号
債務者　金城明美こと　金　　明美
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４５１号
大阪府大東市深野北１丁目６番66号、事業所所在地大阪府門真市江端町725番20
債務者　たこ焼くうちゃんこと　中島　愛弓（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８０９号
大阪府高槻市明野町２番８―203号
債務者　山口　佳代
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部